

佐井村行政改革基本方針

令和5年4月

佐 井 村

佐井村行政改革基本方針

I 行政改革の必要性

佐井村では、平成7年度から平成26年度まで佐井村行政改革大綱を策定し、集中的に行政改革に取り組んできました。

大綱の終期後は、長期総合計画を基本として、それまでの取り組みに加え、個々の業務などについて常に効率化を図るための見直しを行ってきました。

しかし、この間も複雑かつ多様化する住民ニーズや人口構造の変化による多方面への影響など、村を取り巻く環境は急速に変化しており、住民サービスの質を落とすことなく、少子高齢化の進展による新たな視点での行政運営が求められ、常に施策や事務事業を精査して行政運営を行っていくことが必要となります。

そのためには、職員一人ひとりが、これまでの取り組みと視点を引継ぎながら、常に改善し続ける意識を維持し、限りある財源、資源、人材を最大限に有効活用していくことが、これまで以上に重要になります。

このようなことから、時代に即した行政サービスの持続的かつ安定的な提供の実現と、「最小の経費で最大の効果をあげる」という地方自治運営の基本原則に基づいて、行政改革の推進を図るため佐井村行政改革方針を策定します。

II 基本方針に基づく推進期間

本方針による推進期間は令和5年度から令和9年度までの5年間とし、社会情勢の変化や行政需要のニーズ、行政改革の進捗状況などを踏まえて、定期的に見直しを行います。

III 基本方針に基づく具体的な方策

(1) 効率的で機能的な行政組織体制の確立

住民ニーズや社会環境の変化に応じて、柔軟で効率的、かつ迅速に運営できる組織・機構のため、行政組織体制の検討・見直しを行います。

また、事務事業の見直しを継続的に行い、業務の効率化を図ります。

(2) 持続可能な財政運営

自主財源の根源となる村税収入は、人口減少に伴う納税義務者の減少により伸びは期待できないことに加え、大きく依存している普通交付税も今後は減少が見込まれることから、歳入面においては厳しい状況が予想されます。

歳出面においても増加を続ける社会保障関係経費、老朽化が進む公共施設、道路・橋梁等の長寿命化や適正な維持管理など、依然として厳しい環境にあります。公債費については近年の大規模事業で借入した起債の償還が始まってきたこと並びに今後予定されている起債の発行額を考慮すると、毎年度増加していくため留意する必要があります。

村の財政を取り巻く環境が今後も厳しい状況で推移する中であっても、限られた財源の有効活用により、多様化・複雑化する住民ニーズに対応できるよう、全ての事業において成果・緊急度・重要性・将来性などの複数の観点から十分に検証し、事務事業の見直しや取捨選択の決断により、将来を見据えた持続可能な財政運営に取り組みます。

(3) 歳入の確保

村税や各種使用料及び手数料等の自主財源の伸びが期待できない現在の経済状況下においては、国・県補助金等のみならず、各種助成金等の獲得も含めた積極的な財源確保に努めるとともに、将来の財政負担も見据えた村債発行等により、安定的な財政運営に取り組みます。

また、各種使用料及び手数料については、公平性と適正な受益者負担の視点を踏まえて、行政サービスの利用に見合った適正な料金のあり方を検討するほか、企業版ふるさと納税や、ふるさと応援寄付金の周知に取り組みます。

(4) 自治・協働の推進

村づくり基本条例に基づき、協働の担い手である住民自治組織（町内会・地区会）の組織運営をはじめ、地域課題の解決や地域づくりなど、住民自治組織の主体的な取り組みを支援することで、住民自治組織の維持及び地域と行政の連携を強化し、住民の自主的なまちづくりへの参加意識の醸成に努めるとともに、村内の多様な団体はすべて行政運営のパートナーとして認識し、連携して協働のむらづくりを推進します。

また、情報共有は住民参加の推進とともに、住民主体の自治を実現する基本となることから、住民、議会及び行政との相互連携を図りながら協働を推進するために、個人情報適切な運用の基で様々な媒体を活用して行政情報を積極的に提供し、住民意識の醸成を図ります。

(5) 自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）計画の推進

自治体DXの取組みを推進し、RPAやAI等の積極的なICTの活用により、業務の属人化を防止するとともに、定型的な作業の自動化及び効率化の推進を図り、職員がより付加価値の高い業務に取り組むことができる体制を構築します。

(6) アウトソーシングの活用

住民サービスの向上を図るため、行政が直接行う必要性やサービスに与える影響及びコストを総合的に検討して、アウトソーシングによる民間活用により効果的・効率的に実施できるものについては、民間委託等を活用します。

(7) 定員管理及び給与制度の適正化

地方公務員法の改正により、令和5年度からの段階的な退職年齢の引き上げの影響を踏まえつつ、職員間での業務知識の継承を円滑に行うことにより将来的な組織力の維持、向上に繋げるとともに、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を見直しながら、佐井村定員管理計画に基づく適正化に取り組めます。

給与については、業務の性格や内容を踏まえつつ、原則的に国家公務員の給与制度に準拠して、運用・水準の適正化を推進します。

(8) 人材の育成

住民に身近な行政サービスの担い手として、限りある人材で効率的・効果的な行政運営を行うため、佐井村人材育成基本方針や佐井村研修基本方針に基づいて庁内外の研修への参加・派遣を積極的に行うほか、職員の能力向上及び個々のモチベーションをより向上させるよう、人事評価制度の推進及び活用により職員及び組織全体の能力・向上を図ります。

また、職場環境の改善や安全と健康の確保による働きやすい環境づくりに取り組めます。